

当別町 P P A モデルを活用した太陽光発電設備導入に係る
サウンディング型市場調査実施要領

1. 調査の目的

当別町（以下「本町」という）は、令和 3 年 4 月に「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、2050 年には温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すことを表明しました。また、令和 6 年 3 月に地球温暖化対策実行計画を策定し、長期目標として 2050 年にゼロカーボンを目指しつつ、中期目標として 2030 年に 2013 年比、50%削減を目標として設定しました。

現在、地球温暖化対策実行計画の目標を達成する施策のひとつとして、PPA モデルを活用した太陽光発電設備の導入を検討しています。そこで、民間事業者の視点から自由かつ実現可能なアイデアやノウハウを生かした提案を募集し、有効な導入手法を検討するため、直接対話（サウンディング型市場調査）を実施します。

2. PPA の対象とする町有施設

対象施設は、別紙 1 のとおり。

3. 想定している事業スキーム

(1) 補助金の活用及び事業期間

環境省地域脱炭素移行再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用します。交付金の期間は、令和 5 年度から令和 10 年度の 6 年間となりますが、PPA 事業は令和 7 年度から令和 10 年度の 4 年間とします。

- ・補助率 太陽光発電設備に係る工事費は、補助率 1/2 以内で補助（予算の範囲内）
蓄電池に係る工事費は、補助率 2/3 以内で補助（予算の範囲内）

(2) 事業の優先事項

PPA 事業の優先事項として、優先の順に発電量、PPA 電力単価、蓄電量とします。対象施設のオンサイト PPA と町有地におけるオフサイト PPA を複合的に検討し、事業性を確保してください。

- ・オンサイト PPA 蓄電池を活用し、施設のレジリエンス機能を確保します。
- ・オフサイト PPA 対象とする町有施設を需要場所とし、未利用町有地を発電場所とします。

(3) PPA 事業における電力単価と施設の電力料金

PPA 事業における電力料金を含む、対象施設の電力料金の低減を目標とします。

4. スケジュール

実施要領等の公表	令和 7 年 2 月 1 4 日（金）
サウンディング調査	令和 7 年 2 月 1 7 日（月）～令和 7 年 3 月 7 日（金）
結果の公表	令和 7 年 3 月下旬ころを予定

5. サウンディング対象者

PPA 事業者又は PPA 事業を行う予定の事業者で、次に掲げる全ての要件に該当する者

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 参加申込書提出時点で、本町から競争入札参加停止を受けていないこと。
- (5) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（契約の相手方が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、契約の相手方が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員の配偶者であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員又は暴力団員の配偶者を利用していると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員又は暴力団員の配偶者に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

6. サウンディングの内容

主なヒアリング項目は下記のとおりです。

- (1) 事業性について
 - ・ 想定発電量、想定蓄電量、想定発電量を賄うために必要な土地の面積、想定電力単価、建物利用の課題、土地利用の課題等
- (2) 契約方法について
 - ・ 必要な契約期間、契約終了時の手法、協定の必要性、行政財産使用、固定資産の扱い等
- (3) 参加資格について
 - ・ 入札参加資格の保有状況等
- (4) リスク管理について
 - ・ 予測されるリスクと責任分担等

- (5) 保守管理について
 - ・故障や事故時の管理、草刈などの環境整備、除雪等
- (6) 地域裨益について
 - ・地域住民のメリット等
- (7) 環境配慮について
 - ・騒音、発電所の環境維持等
- (8) 補助金について
 - ・活用を見込む補助金（環境省重点対策加速化事業、北海道新エネルギー設備導入補助金）等
- (9) 事業スケジュールについて
 - ・事業期間、工事スケジュール等
- (10) その他（アイデア・ノウハウ）

7. サウンディングの手続き

(1) サウンディングの参加申し込み

サウンディングの参加を希望する場合は、参加申込書（様式1）に必要事項を記入し、電子メールにより提出してください。

(2) 申込受付期間

令和7年2月14日（金） ～ 令和7年3月7日（金）午前12時まで

※申し込み時に、ヒアリングの日時を調整します。参加希望の場合は、余裕をもってお申し込みください。

(3) 提出書類の提出

サウンディングへ参加される事業者は、提案書（様式2）に必要事項を記入し、その他、必要に応じて、補足資料（イメージパース、配置図等）を電子メールにより、提出してください。

(4) サウンディングに必要な情報の提供

申し込み完了時に、サウンディングに必要な情報をメールにて送付します。

- ・オンサイト、オフサイト候補地一覧
- ・対象施設の電力料金一覧及び、デマンドデータ
- ・補足説明資料

8. サウンディングの実施方法

(1) 実施期間

令和7年2月17日（月） ～ 令和7年3月7日（金）

(2) 所要時間

30分～1時間程度

(3) オンライン

日程調整後、オンライン会議の情報を送ります。

9. サウンディング結果の公表

サウンディングの実施結果については、概要の公表を予定しております。なお、参加事業者の名称は公表しません。また、参加事業者のノウハウに配慮し、公表にあたっては、事前に参加事業者へ内容の確認を行います。

10. 留意事項

(1) 参加事業者の取り扱い

サウンディングへの参加は、今後の事業者公募時等における参加資格を約束するものではなく、また評価の対象にもなりません。

(2) 費用負担

サウンディング調査への参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

(3) 追加対話への協力

本サウンディング終了後も、必要に応じて追加の対話（文書照会も含む）やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際にはご協力をお願いいたします。

(4) その他

提案の内容は、今後の事業化を約束するものではありません。提出いただいた提案書の著作権は応募者に帰属するものとし、本町は事業化に向けた検討以外の目的で提出書類等を使用しません。ただし、提出書類等は当別町情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益が損なわれる情報等）を除いて、情報公開の対象となることがあります。

11. 問い合わせ先

当別町経済部ゼロカーボン推進室ゼロカーボン推進係

電話：0133-27-5089

メールアドレス：energy@town.tobetsu.hokkaido.jp